

## ハーバマスの普遍語用論の検討

中山 康雄（大阪大学大学院人間科学研究科）

Searle (1991) も認めるとおり、Habermas の言語行為論は、Austin と Searle の言語行為論に取って代わるものというよりも、それを補完するものとして捉えうる。本発表では、Habermas の普遍語用論 (Universalpragmatik, universal pragmatics) の問題点と理論的寄与がどこにあるのかを明らかにすることが試みられた。第 1 節では、Habermas と Searle の間に交わされた論争を通して、普遍語用論を検討した。第 2 節では、妥当性要求 (Geltungsanspruch, validity claim) の問題を中心に、普遍語用論の限界と可能性を吟味し、明らかになった問題点を克服するための新しい提案と結び付けた。

具体的には、第 1 節「Habermas 対 Searle」では、「コミュニケーションの間主観的見解という Habermas の提案」、「Habermas の普遍語用論」、「普遍語用論に対する Searle の評価」という問題を扱った。そして、第 2 節「普遍語用論の検討」では、「妥当性要求の分析」、「普遍語用論の評価」、「普遍語用論の吟味」という問題について考察した。

Habermas は、言語行為論を発展させた普遍語用論を提案し、コミュニケーションの間主観的見解を描いてみせた。しかし、Searle (1991) が指摘するように、そのような議論を展開するためにも、コミュニケーションの意図的見解は基盤として必要となる。また、Habermas は、合意形成のための妥当性要求をコミュニケーションの本質と考えたが、会話の参加者が異議を唱えることができるのは、妥当性要求のみではなく、妥当性前提も含まれている。いかなる場合にも、人々はなにごとかが正しいと前提して話している。だから、妥当性前提への異議は、どんな場面でも可能であると同時に、コミュニケーションの意図的見解と整合的なものである。そして、妥当性前提に異議を唱えることにより、問いは明示化され、妥当性要求に関する議論に入っていくことができる。また、コミュニケーション的行為も目的合理的行為の一タイプにすぎない。重要なのは、むしろ、目的は共有されうるといふことである。つまり、Habermas が目指した社会理論は、コミュニケーションの意図的見解や目的論的行為を基礎にして、これに集团的志向性の視点を取り入れることによっても表現できるのである。